

おくやみ ガイドブック



おくやみコーナーをご利用ください。

ご家族や大切な方がお亡くなりになった後の
市役所における各種手続きをご案内します。

< おくやみコーナーは予約制です >

次の窓口の予約をお取りください。

●市民課(市役所本庁舎1階) ●くらし窓口課(北部合同庁舎1階) ●各市民サービス窓口

オンライン予約をご利用ください。

下記URLからアクセス、またはスマホ等で二次元コードを読み込んで詳細をご入力ください。

専用サイト「長浜市おくやみコーナー予約受付」

URL ▶ <https://logoform.jp/form/BJcW/59789>



スマホで
かんたん
申し込み

予約受付時間：**24時間受付可能** 予約は、来庁希望日の2開庁日前までにお申し込みください。

※電話でのご予約も可能です。ご希望の方は、本冊子1ページをご覧ください。

※各市民サービス窓口での、予約なしでの当日手続きはできませんのでご了承ください。

予約当日は、ご予約窓口へ直接お越しください。

※内容によっては、全ての手続きが一度で終わらない場合もあります。

おくやみガイドブック 2024.6

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地 長浜市市民生活部市民課 ☎0749-65-6511(市民課直通)



発行：長浜市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。
マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2024年度




フロー葬祭

詳しくは

 0120-41983-1
 全館バリアフリー

専門スタッフが親切丁寧に!! ご訪問も承ります
事前相談・終活相談無料です



フロー葬は年間約765件のご利用をいただいております

**フロー葬は
適正な価格で安心です**



2024年秋さる
**木之本ホール
オープン!**

木之本、西浅井、余呉にお住まいの皆さまに
フロー葬が最適です!!



安心真心葬儀

小さな葬式から大きな葬式まで!!

相談コーナー

フロー葬は担当者の11名全て
 終活ライフケアプランナー資格
 を取得しております。 ※令和6年3月1日時点

**入会金・年会費
一切無し!**

・ホール・会食室使用料
 ・親族様控室使用料
 ・寺院様控室使用料他

**当社はすべて
無料です!!**

POINT
 d払い
 LINE Pay

他にご利用できます!
Tポイントが貯まる! 使える!

**祭壇花はすべて
胡蝶蘭付**

**中陰中の
仏花・シキミを
無料でお届け!**

長浜ホール

使えます

支配人 宮下

P100台 長浜市神照町888-2

浅井ホール

使えます

総支配人 影山

P100台 長浜市内保町394

高月ホール

使えます

支配人 鎌田

P100台 高月町高月1616

山東伊吹ホール

使えます

支配人 安達

P100台 米原市天満1024

米原近江ホール

使えます

支配人 中田

P60台 米原市顔戸628-1



フロー葬はみなさまに「適正価格で」ご提案させていただきます
 当社は全プラン足腰にやさしいイス席です

豪華な祭壇
 付いてます

ホールの祭壇
 約3m
 約5.4m

生花祭壇は胡蝶蘭付

※生花は別途がかかります

仏花

- ・仏花(小) 380円(税込)
- ・仏花(大) 680円(税込)

家族葬 1日プラン
 ・左記祭壇付・1日ご安置付
 ※通夜式はございません。

19.8万円 (税別)
(税込21.78万円)

家族葬 ホールプラン
 ・左記祭壇付・通夜式より

29.8万円 (税別)
(税込32.78万円)

毎回たくさんのお客様よりお礼の言葉やおハガキを
 いただきまして厚く御礼申し上げます。スタッフ一同
 24時間年中無休
 お迎えご相談は...
 0120-41983-1

フロー葬会員ご入会で
**バスマット
プレゼント!**

TORAY
 抗菌防臭加工
 G Valentino
 3,000円相当の品

29.8万円 家族葬ホールプランには 下記項目がすべて含まれています

- 豪華白木祭壇一式
- 山型高級布張棺
- ご親族控室(寝具2セット)
- 会食室付(イス・テーブル席)
- 遺影写真(カラー)
- 枕飾り一式
- 出棺花束
- スタッフ・司会(3~4名)
- 納棺用品一式
- お別れ花お手伝い
- 御位牌・本骨・分骨一式
- 後飾り壇
- 会葬礼状(30枚まで+自宅用)
- ドライアイス(2回)
- 役所手続き代行
- 受付設備・記録帳一式
- 線香・焼香設備一式
- 祭壇盛物(果物)一式
- お茶・コーヒー・おしぼり
- 寺院様用お茶菓子サービス

思いやりプランもご用意できます

直葬プラン (税別) 4.5万円 (税込4.95万円)	火葬式プラン (税別) 15.5万円 (税込17.05万円)
1日葬プラン (税別) 17.8万円 (税込19.58万円)	家族葬お別れプラン (税別) 27.8万円 (税込30.58万円)

ハマリビento フロー葬祭
 滋賀県長浜市八幡中山町1177-1

おくやみコーナーを電話予約される場合は

ご希望の窓口で**ご予約**をお取りください。予約受付時間：8:30～17:15(土日祝日を除く)

市民課(市役所本庁舎1階):0749-65-6370

くらし窓口課(北部合同庁舎1階):0749-82-5901

各市民サービス窓口

浅井窓口:0749-74-3020

虎姫窓口:0749-73-3001

びわ窓口:0749-72-3221

湖北窓口:0749-78-1001

高月窓口:0749-85-3111

余呉窓口:0749-86-3221

西浅井窓口:0749-89-1121

予約は、**利用希望日の2開庁日前まで**にお申し込みください。
(例:利用希望日が月曜日の場合、予約締切は前週の木曜日です。)

～おくやみコーナー～

市民課(市役所本庁舎1階)の窓口をご予約された方は、11番窓口へお越しください。



「おくやみコーナー」市民課11番 窓口

くらし窓口課(北部合同庁舎1階)、各市民サービス窓口をご予約された方は、直接窓口へお越しください。

市役所での手続きチェックリスト

区分	手続きが必要な人	該当	主な手続き	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である		●世帯主の変更	市民課	4-①
	印鑑登録をしている		●印鑑登録証(カード)の返却	市民課	4-②
福祉医療	福祉医療費受給券をもっている		福祉医療制度に関する手続き ●受給券の返却 ●振込口座の変更 ●未申請の医療費の償還	保険年金課	4-③
年金	国民年金に加入している		国民年金の手続き ●遺族基礎年金 ●寡婦年金 ●死亡一時金	保険年金課	5-①
	国民年金または厚生年金を受給している		●未支給年金の手続き	保険年金課	6-①
保険	国民健康保険に加入している		国民健康保険の手続き ●各種証の返却 ●葬祭費 ●高額療養費等の手続きおよび振込口座の変更 ●保険料の精算のご案内	保険年金課	6-②
	後期高齢者医療保険に加入している		後期高齢者医療保険の手続き ●各種証の返却 ●葬祭費 ●高額療養費等 ●保険料の精算のご案内	保険年金課	7-①
介護保険 高齢福祉	65歳以上または介護認定を受けている		介護保険の手続き ●各種証の返却 ●保険料の精算のご案内	介護保険課	7-②
	高額介護サービス費等の支給を受けている		高額介護サービス費等の手続き ●振込口座の変更	介護保険課	8-①
	次のいずれかを利用している ・緊急通報システム ・認知症高齢者等家族支援サービス(GPS)		各種福祉サービス機器等の返却 ●異動(変更)の届出 ●端末機器等の返却	長寿推進課	8-②
税金	市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を納めている		●市税の相続人代表者の指定	税務課	8-③
	共有名義の固定資産をもっていて共有資産の代表をしている		●共有資産代表者の変更	税務課	9-①
	未登記家屋を所有している		●未登記家屋の名義変更	税務課	9-②
	市税を故人の口座から引落している		納税に関する手続き ●口座振替の変更	税務課	9-③
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している		●原付等の廃車または名義変更の手続き	税務課	10-①
しょうがい	次のいずれかの手帳を所有している 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳		●各種障害者手帳の返却	しょうがい福祉課	10-②
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当		特別障害者手当等の手続き ●届出書の提出 ●未払金の手続き	しょうがい福祉課	10-③
	特別児童扶養手当の支給対象児童である		特別児童扶養手当証書の返却 ●届出書の提出	しょうがい福祉課	11-①
子ども	児童手当の支給対象児童または受給者である		児童手当の手続き (支給対象児童) ●受給事由消滅又は額改定の届出 (受給者) ●受給事由消滅の届出 ●未支払児童手当の手続き ●新受給者での認定請求	こども家庭支援課	11-②
	児童扶養手当の支給対象児童または受給者である		児童扶養手当の手続き (支給対象児童) ●資格喪失又は額改定の届出 (受給者) ●受給者死亡届・未支払手当請求書の届出	こども家庭支援課	12-①
	放課後児童クラブ保護者負担金や 保育所保育料等を故人の口座から口座振替している		●負担金および保育料等の納付に関する手続き	こども家庭支援課 幼児課	12-②
	幼稚園・保育所・認定こども園の利用を申し込んでいる		●幼稚園・保育所・認定こども園利用保護者の変更	幼児課	12-③
下水道	下水道使用者(構成員)である ・井戸水を使用している		下水道使用人数の変更の手続き ●使用人数変更の届出	下水道総務課	13-①
市営住宅	市営住宅・改良住宅に入居している		市営住宅・改良住宅の手続き ●入居承継承認の申請または返還の届出 または異動の届出	住宅課	13-②
墓地	市営墓地の使用者である		墓地の手続き ●墓地の承継の届出	環境保全課	13-③
畜犬	犬を飼っている		畜犬の手続き ●飼い主の変更の届出	環境保全課	14-①
森林	森林を所有している		森林の手続き ●森林の土地の所有者の届出	北部産業振興課	14-②

※郵送による手続きを希望される場合は、事前に担当課へお問い合わせください。

持ち物チェックリスト

- ☐ 後期高齢者医療被保険者証(保険証)、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
葬祭費の請求に、葬祭執行者(喪主様)の名前のわかる書類(会葬礼状・葬儀の見積り、領収書等)のコピー
※死亡届、火葬許可証は不可
- ☐ 国民健康保険被保険者証(保険証)、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
【亡くなられた方が世帯主であった場合、同一世帯の中の加入者全員の被保険者証、限度額適用認定証】
- ☐ 福祉医療費受給券、福祉助成券 ☐ 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ☐ 年金証書
- ☐ 死亡診断書の写し ☐ 年金手帳【年金手続きに関しては、年金事務所での手続きになる場合があります。】
- ☐ 印鑑登録証

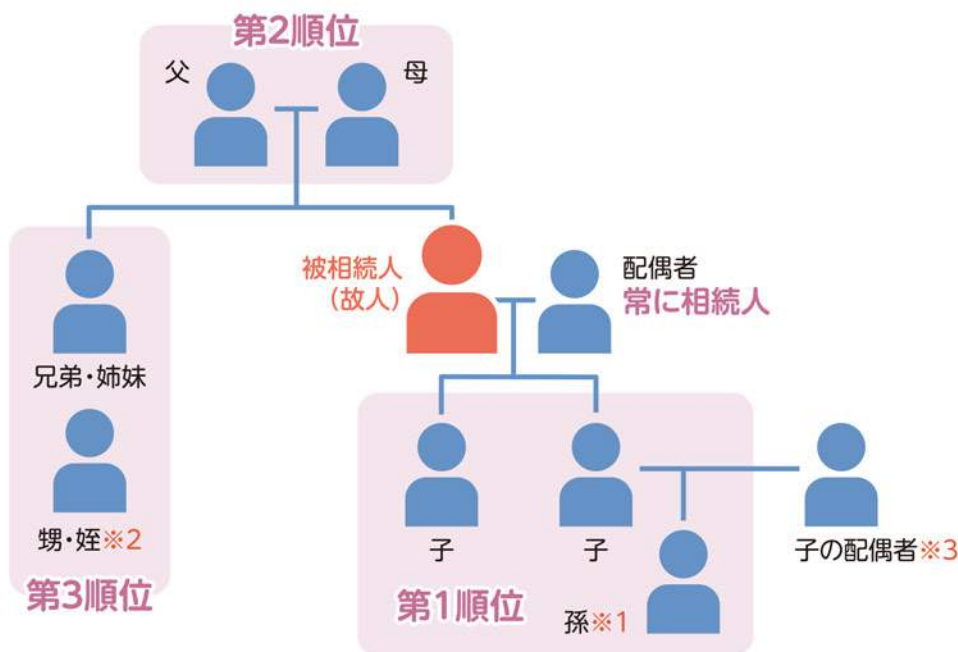
※故人のマイナンバーカード(通知カード)や個人番号通知書の返却は必要ありません。
故人の死亡後の手続きで必要となる場合がありますので、相続人が保管してください。

- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
運転免許証、パスポート、障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳、年金証書 など
- ☐ 預貯金通帳(相続人、喪主、死亡届出人、年金請求者)
- ☐ 請求者のマイナンバーカード(通知カード) ☐ 認印
- ☐ 委任状【手続きに際して、委任状が必要になる場合もあります。17ページの委任状をご利用できます。】

法定相続人の範囲と順位

法定相続順位(民法887条、889条、890条)

第1順位の相続人がいない場合は、第2順位の者へ。第2順位の者もない場合は、第3順位の者が相続人となる。



※1 孫………被相続人より先に子が死亡している場合、孫が相続人となる。

※2 甥・姪………被相続人より先に兄弟姉妹が死亡している場合、甥・姪が相続人となる。

※3 子の配偶者…相続人とならない。

4-① 世帯主の変更

郵送による手続 不可

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。

持ち物

☐ 届出人の本人確認書類
届出人が故人と別世帯の場合は委任状が必要になります。[P17参照](#)

受付窓口

- 市民課
☎0749-65-6511
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

▶ 亡くなった日から14日以内



4-② 印鑑登録証(カード)の返却

郵送による手続 可

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑の登録は廃止になります。お手元に印鑑登録証(カード)がありましたら、返却してください。

持ち物

☐ 故人の印鑑登録証
(カード)



受付窓口

- 市民課
☎0749-65-6511
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

▶ 速やかに



4-③ 福祉医療制度に関する手続き

郵送による手続 可

故人が福祉医療の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 受給券の返却
☐ 受給券
- 助成金の振込口座の変更
☐ 相続人の通帳

※ 故人の口座に振込手続き中の助成金がある場合のみです。

※ 未申請の医療費償還払いがある場合は、合わせて領収書をお持ちください。

受付窓口

- 保険年金課
☎0749-65-6527
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

▶ 速やかに



土地・家屋の名義変更はどうしたら?

相続人は誰なの?

戸籍を集めるのが難しい...

手続きは安心して
専門家に任せたい

一番身近な司法書士

相続そうだん窓口

土地家屋の名義変更
そのままにいませんか?

まずはお気軽にご相談ください。

Point 1

長浜市役所すぐ!
【徒歩5分】

Point 2

的確な対応
“相続の専門”
事務所

Point 3

地元密着!
信頼・安心の
実績多数

Point 4

戸籍取得も
預貯金の名義変更も
お任せ可能!

嶋司法書士事務所は

“相続の専門”の事務所です

相続の手続きは、一般の司法書士事務所では見落されてしまう事や、的確なアドバイスがもらえない事もあります。

嶋事務所は“相続の専門”の事務所なので、相続手続きを安心してご依頼いただけます。

税理士や他士業とも連携をとっており、相続全般の窓口としてご利用いただけます。

令和6年4月1日から

相続登記が義務化されました!

法律が改正され、土地家屋の相続登記(名義変更)が義務化されました。

- 相続登記の申請期限は、相続で不動産の取得を知ったときから3年以内です。
- 正当な理由なく相続登記をしないと10万円以下の過料が課される可能性があります。
- 法律改正前に発生している相続についても、申請義務が生じます。

相続登記はできるだけ早めに済ませてしまいましょう。

＼相続でのお悩みがある方はまずはお気軽にお電話ください／

初回相談

無料

相続・遺言の
ことなら

嶋司法書士事務所



0749-68-2771

司法書士 嶋利晃

ご予約受付中

お電話は年中24時間受付／土日祝も対応可／要予約

長浜市役所すぐ

〒526-0037 滋賀県長浜市高田町9番17号 第20森野ビル3階

至長浜駅



故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支払われる可能性があります。

故人について

●遺族基礎年金

- ・国民年金の被保険者
- ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者
- ・老齢基礎年金の受給権者
(25年以上の受給資格期間の者に限る)
- ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者
(25年以上の受給資格期間の者に限る)

●寡婦年金

10年以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

●死亡一時金

3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

ご遺族について

●遺族基礎年金

- ・故人の子のある配偶者
※子とは、18歳の年度末までの子
または20歳未満の障害のある子
- ・故人の子

●寡婦年金

故人と10年以上婚姻関係にある妻

●死亡一時金

①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
(支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません)

手続き・持ち物

●遺族基礎年金または寡婦年金の手続き

- ☐ 請求者の戸籍謄(抄)本
- ☐ 請求者のマイナンバーカード(通知カード)
- ☐ 死亡診断書の写し
- ☐ 請求者の通帳

※請求者のマイナンバーカード(通知カード)がない方は、世帯全員の住民票が必要となります。

●死亡一時金の手続き

- ☐ 請求者の戸籍謄本
- ☐ 請求者の通帳
- ☐ 死亡者の戸籍謄本
- ☐ 請求者のマイナンバーカード(通知カード)
- ☐ 故人の年金手帳
- ☐ 死亡診断書の写し

受付窓口

●保険年金課

☎0749-65-6516

●くらし窓口課(北部合同庁舎内)

●市民サービス窓口

※加入履歴により年金事務所での手続きの場合があります。

※厚生年金を受給する場合は彦根年金事務所へ、また共済年金を受給する場合は各共済組合へ直接お問い合わせください。

期限

●遺族基礎年金または寡婦年金

▶亡くなった日から5年以内

●死亡一時金

▶亡くなった日から2年以内



※手続きにより必要書類が異なる場合があります。まずは、受付窓口でご相談ください。

6-① 未支給年金の手続き

郵送による手続き 不可

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると、未支給年金が支払われる場合があります。

- 年金受給者である故人と生計を同じくしていた
- 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

持ち物

- ☐ 請求者の戸籍謄(抄)本等の書類
 - ☐ 死亡診断書の写し
 - ☐ 請求者のマイナンバーカード(通知カード)
 - ☐ 請求者の通帳
 - ☐ 故人の年金証書<紛失等の場合も請求可能>
- ※上記以外の書類が必要になる場合がありますので、まずは右記の受付窓口でご相談ください。

受付窓口

- 保険年金課 ☎0749-65-6516
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

※年金事務所でのお手続きも可能です。

期限

- ▶ 亡くなった日から5年以内

6-② 国民健康保険の手続き

郵送による手続き 可

故人が国民健康保険の加入者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 各種証の返却
 - ☐ 故人の被保険者証または資格者証等
 - ☐ 交付されている場合は限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(対象者のみ)
- ※故人が世帯主であった場合は、同一世帯の加入者全員の被保険者証と限度額適用認定証をお持ちください。

葬祭費の手続き

- ☐ 死亡届出人名義の通帳
- 死亡届出人名義の口座でない場合は委任状が必要になります。 [P17参照](#)

※他の自治体で死亡届を提出した場合、死亡届出人が確認できるもの(死亡届の写し、火葬許可証の写し等)

<故人が対象者かつ世帯主の場合のみ>

高額療養費等の手続きおよび振込口座の変更

- ☐ 新世帯主または相続人の通帳
- 申請者が相続人でない場合は委任状が必要になります。 [P17参照](#)
- 相続人が別世帯の場合は申立書・誓約書が必要になります。



手続き・持ち物

- 保険料の精算のご案内
 - ☐ 相続人の通帳
 - ・保険料の払い戻しがある場合は、後日通知のうえ口座振込します。
 - ・法定相続人以外への払い戻しを希望される場合は委任状が必要になります。 [P17参照](#)
 - ・保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。

受付窓口

- 保険年金課 ☎0749-65-6512
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内) ● 市民サービス窓口

期限

- 各種証の返却
 - ▶ 速やかに
- 葬祭費の手続き
 - ▶ 葬祭を行った日の翌日から2年以内
- 高額療養費の手続き
 - ▶ 診療年月の翌月1日から2年以内

7-① 後期高齢者医療保険の手続き

郵送による手続き 可

故人が後期高齢者医療保険の加入者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返却

- ☐ 故人の被保険者証(保険証)
- ☐ 交付されている場合は限度額適用認定証、特定疾病療養受療証

●葬祭費の手続き

- ☐ 喪主の通帳(口座番号を確認できるもの)
- ☐ 喪主の名前を確認できるもの
(会葬礼状・葬儀式場の領収書など)

申請者が喪主でない場合は委任状が必要になります。 [P17参照](#)

●高額療養費の手続き

- ☐ 相続人の通帳

※該当した場合のみ後日支給します。

※申請者(支給先)は法定相続人に限ります。 [P3参照](#)

法定相続人以外への支給を希望される場合は委任状が必要になります。

[P17参照](#)



手続き・持ち物

●保険料の精算のご案内

- ☐ 相続人の通帳

・保険料の払い戻しがある場合は、後日通知のうえ口座振込します。

・法定相続人以外への払い戻しを希望される場合は委任状が必要になります。 [P17参照](#)

・保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。

受付窓口

●保険年金課 ☎0749-65-6527

●くらし窓口課(北部合同庁舎内) ●市民サービス窓口

期限

●葬祭費の手続き

▶ 葬祭を行った日の翌日から2年以内

●その他の手続き

▶ 速やかに

7-② 介護保険の手続き

郵送による手続き 可

故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返却

- ☐ 故人の被保険者証(保険証)
- ☐ 交付されている場合は負担割合証、負担限度額認定証

●保険料の精算のご案内

- ☐ 相続人の通帳

・保険料の払い戻しがある場合は、後日通知のうえ口座振込します。

・法定相続人以外への払い戻しを希望される場合は委任状が必要になります。 [P17参照](#)

・保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。

受付窓口

●介護保険課

☎0749-65-8252

●くらし窓口課(北部合同庁舎内)

●市民サービス窓口

期限

▶ 速やかに

8-① 高額介護サービス費等の手続き

郵送による手続き 可

故人が高額介護サービス費等の支給を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●振込口座の変更

- ☐ 相続人の本人確認書類
- ☐ 振込を希望する口座の通帳

受付窓口

- 介護保険課
☎0749-65-8252
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

- ▶介護サービスの利用月の翌月から2年以内



8-② 各種福祉サービス機器等の返却

郵送による手続き 不可

故人が次のいずれかの機器を貸与されている場合、機器を返却してください。

●緊急通報端末装置

(ひとり暮らし高齢者等で、疾患等により日常生活に常時注意を要する人に貸与しています)

●認知症高齢者等家族支援サービス利用にかかる端末機器(GPS)

(行方不明になった時、端末機器で位置を検索できるサービスに登録している人に貸与しています)

手続き・持ち物

●緊急通報端末装置

- ☐ 端末機器一式(付属品・充電器等含む)

●認知症高齢者等家族支援サービス端末機器

- ☐ 異動の届出
(長寿推進課および機器の貸与業者に連絡してください)

受付窓口

- 長寿推進課
☎0749-65-7789

期限

- ▶速やかに

緊急通報装置
貸与事業のご案内



認知症高齢者等家族
支援サービスのご案内



8-③ 市税の相続人代表者の指定

郵送による手続き 可

故人が市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を納付していた(課税されていた)場合、相続人代表者の指定をしてください。

受付窓口

- 税務課
☎0749-65-6523
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

- ▶手続きが必要な場合は、翌月以降に通知します。



9-① 共有資産代表者の変更

郵送による手続 可

故人に共有名義の固定資産(土地・家屋)がある場合で、故人が当該共有資産の代表者であったときは、共有資産代表者の変更をしてください。

受付窓口

- 税務課
☎0749-65-6523
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

- ▶ 手続きが必要な場合は、翌月以降に通知します。



9-② 未登記家屋の名義変更

郵送による手続 可

故人が未登記家屋を所有していた場合、未登記家屋の名義変更をしてください。

持ち物

- ☐ 相続人や相続の内容が分かる書類
(下記のいずれか)
 - ・遺産分割協議書の写し
 - ・遺言書の写し
 - ・法定相続人全員連名の確認書と戸籍謄本
(故人の出生から死亡までのもの)
- ☐ 新しい所有者の印鑑
(認印)

受付窓口

- 税務課
☎0749-65-6523
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

- ▶ 未登記家屋を相続する人が決まりましたら、すみやかに手続きをしてください。なお、固定資産税(都市計画税)の基準日は1月1日です。そのため、12月中に届出をいただくと、翌年度から届出内容を反映することができます。



9-③ 納税に関する手続き

郵送による手続 可

市税を故人の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。

引き続き口座振替を希望される場合は、相続人代表者または納税義務者からの口座振替依頼をしてください。
ゆうちょ銀行からの口座振替を希望される方は、直接ゆうちょ銀行窓口にご提出ください。

持ち物

- ☐ 相続人代表者または納税義務者の印鑑(認印)
- ☐ 希望される口座振替の通帳
- ☐ 口座の届出印

受付窓口

- 税務課
☎0749-65-6508
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

- ▶ 速やかに

その他

依頼書(申込書)の提出後、約1～2ヵ月後に変更となります。



アットホームな葬儀社

家族葬の



ウィズユー



長浜セレモニー

おかげ様で
23
周年

ANNIVERSARY

「ありがとう」を
伝えられるお葬式の
お手伝いをいたします

長浜セレモニーが選ばれる4つの理由

1 お迎えから故人様に寄り添った 対応を心がけています

お葬式のご依頼のお電話の後すぐに現地へ
お伺いし、ごゆっくりお休みいただける安置
室かご自宅へお連れいたします。

2 すべてのプランで生花祭壇を 取り入れています

弊社で用意する祭壇はすべてグループ会社
の生花店に依頼しております。故人様のお好
きだった色や花に合わせてお作りいたします。

3 故人様のお人柄に合わせた 演出を行っています

故人様との思い出を振り返り、「ありがとう」
を伝えられるお葬式を創るため、故人様のこ
れまでの人生やお人柄をお伺いし、それぞ
れに合わせたお葬式をご提案いたします。

4 葬儀後のアフターフォローまで しっかりお手伝いします

葬儀後に土地や相続、お墓、お仏壇など、
様々な手続きに追われることもあります。
弊社ではどんなことでも専門家におつなぎ
させていただきますのでご安心ください。



お近くの式場にお問い合わせください

長浜式場

長浜市加納町341-5

長浜インターすぐそば



家族葬の♡ウィズユー宮前

長浜市宮前町6-4

旧国道8号線沿い



2023年春
OPEN

家族葬の♡ウィズユー高月

長浜市高月町柏原396-1

パワースさん斜め向かい



家族葬の♡ウィズユー近江

米原市顔戸632-4

顔戸南交差点角



アットホームな葬儀社

長浜セレモニー 家族葬の♡ウィズユー



ご相談・お見積り・資料請求はいつでもお気軽に

0120-09-8395

24時間
365日
対応

本社:長浜市加納町341-5
☎0749-64-3415



10-① 原付等の廃車または名義変更の手続き

郵送による手続 不可

故人名義の原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車がある場合、廃車または名義変更の手続きをしてください。

持ち物

- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ ナンバープレート(廃車の場合)
- ☐ 相続人の押印がある譲渡証明書
(名義変更の場合)

※届出人が相続人と別世帯の場合は、委任状が必要です。

P17参照

※相続人であることがわかる書類(戸籍等)の提示が必要な場合があります。

受付窓口

- 税務課
☎0749-65-6508
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

- ▶ 毎年4月1日現在の車両の所有者または使用者に課税されますので、早めに手続きをしてください。



10-② 各種障害者手帳の返却

郵送による手続 可

故人が次のいずれかの手帳を所持していた場合、手帳を返却してください。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

持ち物

- ☐ 所持されている手帳
- ☐ 印鑑

受付窓口

- しょうがい福祉課
☎0749-65-6518
- 暮らし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

- ▶ 速やかに



(身体)



(療育)



(精神)

10-③ 特別障害者手当等の手続き

郵送による手続 可

故人が次のいずれかの手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 経過的福祉手当

手続き・持ち物

- 届出書の提出
- 未払金の手続き※未払金がある場合
 - ☐ 振込を希望する口座の通帳

受付窓口

- しょうがい福祉課 ☎0749-65-6518

期限

- ▶ 速やかに



ご家族の 『想い』をつなぐ

亡くなられた方との対話を通じて心を豊かにする。

お仏壇は、亡くなられた方のご供養のためだけでなく、
ご供養を通じて故人やご先祖様とのつながりに
感謝し自らの心を豊かにするためのものです。



仏具の磨き直し 「フッ素加工」承ります



真鍮仏具は、年数が経つと黒く酸化してゆきます。ご家庭で磨くのは大変かもしれませんが、専門家の職人が磨けば輝きがよみがえります。また、その際に表面に「フッ素加工」を施すことで、磨いた直後の輝きを永く維持できます。

***お見積りは無料です。ぜひご相談ください。**

◆お仏壇・仏具についてやお仏事、
宗派の質問など丁寧にご説明いたします。

◆古くなった仏壇は、
当店が責任をもって供養いたします。

◆クレジットカード・
電子マネー各種ご利用いただけます。

滋賀県内無料配達サービスも承っております。

いつの時代もご先祖様を大切にしたい気持ちと、感謝の心

中村仏壇

本店 滋賀県長浜市八幡中山町1150-1 旧国道8号線角 **中村家具**
(仏壇部) TEL(0749)63-5507(代) FAX(0749)63-5506

〔定休日〕 毎週木曜日 〔営業時間〕 9:00~18:00 / 中村商事株式会社



11-① 特別児童扶養手当証書の返却

郵送による手続 可

故人が特別児童扶養手当の支給対象児童であった場合、証書の返却の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 届出書の提出
 - ☐ 特別児童扶養手当証書

受付窓口

- しょうがい福祉課
☎0749-65-6518
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

▶速やかに

11-② 児童手当の手続き

郵送による手続 不可

支給対象になっていた児童が亡くなられた場合、受給事由消滅または額改定の届出をしてください。

手続き

- <支給対象児童が1人の場合>
- 受給事由消滅届の提出
- <支給対象児童が複数の場合>
- 額改定届の提出

受付窓口

- こども家庭支援課 ☎0749-65-6554
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

▶速やかに

手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 受給事由消滅届の提出
- 未支払児童手当の手続き
 - ☐ 未支払分を受給する児童の通帳等の写し
- 新受給者での認定請求
 - ☐ 請求者のマイナンバーがわかる書類
(例:マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票)
 - ☐ 請求者名義の口座番号がわかるもの
 - ☐ その他必要書類

受付窓口

- こども家庭支援課 ☎0749-65-6554
- くらし窓口課(北部合同庁舎内)
- 市民サービス窓口

期限

▶亡くなった日の翌日から15日以内

その他

個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、くわしくは受付窓口でご確認ください。



12-① 児童扶養手当の手続き

郵送による手続 不可

支給対象になっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失または額改定の届出をしてください。

手続き・持ち物

<支給対象児童が1人の場合>

●資格喪失届の提出

- ☐ 児童扶養手当証書

<支給対象児童が複数の場合>

●額改定届の提出

- ☐ 児童扶養手当証書

受付窓口

●こども家庭支援課 ☎0749-65-6514

●くらし窓口課(北部合同庁舎内)

期限

▶事由発生から14日以内

手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●受給者死亡届・未支払手当請求書の提出

- ☐ 未支払分を受給する児童の通帳等の写し
☐ 児童扶養手当証書

期限

▶亡くなった日から14日以内

受付窓口

●こども家庭支援課 ☎0749-65-6514

●くらし窓口課(北部合同庁舎内)

その他

個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、くわしくは受付窓口でご確認ください。



12-② 負担金および保育料等の納付に関する手続き

放課後児童クラブ保護者負担金や保育所保育料等を故人の口座から口座振替していた場合、口座の変更をしてください。

持ち物

- ☐ 口座名義人(変更後)の通帳
☐ 口座の届出印

期限

▶速やかに

受付窓口

●放課後児童クラブ保護者負担金 ・こども家庭支援課 ☎0749-65-6514

●保育所保育料等 ・幼児課 ☎0749-65-8607

郵送による手続 可

郵送による手続 不可

12-③ 幼稚園・保育所・認定こども園利用保護者の変更

郵送による手続 可

保護者が亡くなられた場合、変更手続きをしてください。

受付窓口

●幼児課 ☎0749-65-8607

期限

▶速やかに

13-① 下水道使用人数の変更の手続き

郵送による手続き 可

故人が井戸水をお使いのご家庭の場合、下水道使用者の人数変更のため、次の手続きをしてください。
ただし、くみ取り便所または浄化槽をお使いのご家庭は必要ありません。

手続き

●下水道使用変更届の提出

受付窓口

●下水道総務課 ☎0749-65-1600

期限

▶速やかに
(届出日以降に人数が変更されます)

その他

- ・使用中止、使用名義人の変更、請求書などの送付先の変更は、
長浜水道企業団(☎62-4101)
へご連絡ください。
- ・口座振替の変更は、金融機関の窓口にてお手続きください。



13-② 市営住宅・改良住宅の手続き

郵送による手続き 不可

故人が市営住宅・改良住宅に入居していた場合、次の手続きをしてください。

手続き

<故人が名義人で同居者が新たに名義人となる時>

●入居承継承認申請書の提出

※名義人になれる同居者には、市営住宅・改良住宅それぞれ条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

<住宅を退去される時>

●返還届の提出

<名義人でない同居人が亡くなった時>

●入居等異動届の提出

※それぞれの持ち物はお問い合わせください。

受付窓口

●住宅課 ☎0749-65-6533

期限

▶速やかに



13-③ 墓地の手続き

郵送による手続き 可

故人が市営墓地の使用者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●墓地の承継

- ☐ 墓地の使用許可証
- ☐ 新使用者の住民票
- ☐ 故人と新使用者の続柄が確認できる戸籍書類
- ☐ 故人の死亡が確認できる戸籍書類等

受付窓口

●環境保全課 ☎0749-65-6513

期限

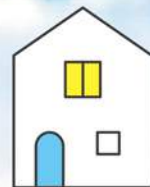
▶亡くなった日から1年以内





長浜市の

不動産相談窓口



地域
密着

査定
無料

秘密
厳守

この度は心よりお悔やみ申し上げます。

故人が所有されていた家・土地の処分や活用にお困りではありませんか？

当社では、長年のノウハウと実績を持つ専門スタッフが、皆様の所有されている物件について、処分のサポートから査定・売却、活用方法の提案まで幅広く対応いたします。お気軽にご相談ください。



不動産・土地について、**お悩み別**にご提案します



処分 をしたい

解体工事や相続放棄の手続きなど、処分に必要な事項の説明や専門家の紹介を行います。**窓口は当社のみでOK!**複数の会社に連絡する手間が省けます。



売却 をしたい

相場を知り尽くしたスタッフによる査定と、当社による直接買取や売上の仲介で売却をサポートします。**査定は無料**で承ります。



活用 をしたい

マンションや一戸建てなら賃貸、土地であれば駐車場などの活用方法があります。所有されている物件に**最適な活用方法**をご提案いたします。

ご相談はお気軽に
お電話ください

0749-62-0394

■営業時間 9:00~17:30
■休日 水曜日・日曜日・祝日



中居産業株式会社

〒526-0037 滋賀県長浜市高田町8-19

HPIは
こちら
から



所属団体 滋賀県宅地建物取引業協会会員／全国宅地建物取引業保証協会会員／(社)近畿地区不動産公正取引協議会加盟
宅地建物取引業免許 滋賀県知事免許(15)第429号

14-① 畜犬の手続き

郵送・電子申請による手続き 可

故人が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。

持ち物

- ☐ 愛犬カードもしくは犬の鑑札

受付窓口

- 環境保全課 ☎0749-65-6513

期限

- ▶速やかに



(電子申請はこちらから)

14-② 森林の手続き

郵送による手続き 可

故人が森林の土地を所有していた場合、新たに所有者になられる方の届出をしてください。

持ち物

- ☐ 対象の森林の土地の登記事項証明書、固定資産税台帳の写し(名寄帳)または相続分割協議録など権利を取得したことがわかる書類(写しでも可)
- ☐ 対象の森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)

受付窓口

- 北部産業振興課 ☎0749-82-5902
森づくり推進室(北部合同庁舎内)

期限

- ▶亡くなった日から90日以内



おくやみコーナーを利用されない方へ

便利でかんたん!くらしの手続きガイド

簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きがすぐ確認できます。

二次元コードを読み取るか、インターネットで「長浜市 手続きガイド」を検索してください。



相続した不動産 無料査定します。

湖北・湖東で相続した不動産をお持ちの方。

滋賀県全域で売買も行っております。

まずはご相談を。



シバタ不動産は
親身になって
ご対応させて
いただきます



売却への準備や方法をお教えします。
また、無料で売却物件の調査を行い、査定価格をお知らせ!

土地建物査定サービス

その
1

秘密厳守

その
2

弊社スタッフが
お伺いして
査定します

その
3

親切・信頼・安心
がモットーです

その
4

専門の担当者が
なんでも相談を
承ります



親切・信頼・安心がモットー

不動産全般 賃貸・管理・テナント・宅地分譲・売買仲介

(株)シバタ不動産

☎0749-23-2401

FAX 0749-22-9771 mail sibata@2401.jp

〒522-0054 滋賀県彦根市西今町963-5

宅建業免許 滋賀県知事免許(9)第1934号

土曜日も営業♪ 営業時間:毎日9:30~17:30
(休日は日曜と祝日です・3月は無休)

彦根 シバタ不動産

検索

<https://www.2401.jp/>



空き家を相続される方へ

個人の財産である建物や土地は、たとえ登記の手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。名義が変更されていないと売買や賃貸をする際にも、契約ができないため、すみやかに登記手続きを行いましょう。

また、建物は、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。

瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだりした場合、損害賠償を問われる可能性がありますので、定期的に風通しや補修するなどの管理をお願いします。

長浜市では空き家所有者と移住希望者との橋渡しを進める「空き家バンク」に取り組んでいますので、お気軽にご相談ください。

相続登記に関すること……………滋賀県司法書士会相続登記相談センター	☎077-511-9956
不動産売買に関すること……………(公社)滋賀県宅地建物取引業協会	☎077-524-5456
空き家バンクに関すること……………長浜市空き家バンク	☎0749-72-4597
その他空き家に関すること……………長浜市住宅課	☎0749-65-6533

遺品整理をされる方へ

遺品整理などによって家庭からごみがたくさん出た場合、次の方法で処分ができます。

処理場への搬入が難しい場合は、粗大ごみの戸別収集等のサービスをご利用ください。

処理場へ直接搬入する場合

- 可燃ごみ・資源ごみ クリスタルプラザ(☎0749-62-7141)長浜市八幡中山町200番地
- 不燃ごみ・粗大ごみ クリーンプラント(☎0749-74-3377)長浜市大依町1337番地

※木之本、余呉、西浅井地域にお住まいの方は、上記のごみを

伊香クリーンプラザ(☎0749-88-0088)長浜市西浅井町沓掛1313番地1へ持ち込んでください。

粗大ごみの戸別収集および大量ごみ(不燃ごみ・粗大ごみ)の収集を利用する場合

湖北広域行政事務センターが自宅まで伺い、粗大ごみ等を収集します。

くわしくは粗大ごみ受付センター(☎0749-65-1870)へお問い合わせください。

エンディングノート～大切な人に思いを伝えましょう～

ご遺族の方の中には、手続きをされる中で、亡くなられた方のメッセージを感じる機会があったかもしれません。亡くなられた方の思いを直接聴くことはできませんが、これから生きる皆さんには、大切な人に自分の思いを伝える機会があります。

これまでの人生を振り返り、これからの生き方をエンディングノートに書いて、大切な人に伝えておきませんか。

●お問い合わせ先

長浜米原地域医療支援センター
☎0749-65-2755

長浜米原地域医療支援センターのHPでも
エンディングノートがダウンロードできます。



より良い環境を次世代へ…。

次の世代のため、私達にできることは、
自然環境の保護と限りある資源の有効活用です。

解体・伐採工事から、 収集運搬・中間処理・ リサイクルまで

こんなお悩みございませんか？

- ☑ 遠方に住んでいて実家の管理が出来ず、
老朽化が進んでいる!
- ☑ 所有物件が台風・地震・大雪などの自然災害
での倒壊が心配!
- ☑ 所有空き家が害獣の住み家で近隣住民から
クレームに!
- ☑ 所有している建物にアスベストが含まれていて
解体に困っている
- ☑ 空き家になっている建物を利活用したい!
- ☑ 建物をそのまま土地を売却したい!



解体工事

一般住宅等の小規模解体から、工場・倉庫・
施設等の大規模解体まで、建設リサイクル法
を厳守し、分別解体・収集運搬・廃棄物処理
までの一括したトータルサービスで責任を持っ
て御対応致します。外構や庭園などの取壊し
や撤去工事なども、お気軽にご相談ください。



廃棄物処理

事業所、工事現場などから排出される産業廃
棄物の処理（リサイクル）を行っています。廃
棄物の性状・特性に合わせ、実績と知識をも
って安全で適正な廃棄物処理や再資源化を推
進しています。廃棄物を再利用する為の研究
開発にも積極的に取り組んでいます。

不動産売買等のご相談にも対応可能です!古材の利活用・買取も致します。

宅地建物取引業許可／滋賀県知事(1)第3595号

建設業許可／滋賀県知事(般-3)第70335号 一般廃棄物処理／中間処理 第02520038845号(滋賀県)



ECO YARD SHIGA

株式会社高山

〒529-0241 長浜市高月町高月611-1

e-mail: info@takayama5551.com

TEL.0749-85-5551

FAX.0749-85-5540

長浜プラント

〒529-0232 長浜市高月町落川461-1他

TEL.0749-85-5551

近江八幡プラント

〒523-0072 近江八幡市牧町字岡田2165番地

TEL.0748-43-2155

詳しくはホームページをご覧ください▼
<https://www.takayama5551.com>

市役所以外での主な手続き一覧

	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	運転免許証	返納	長浜警察署 長浜市八幡中山町300番地 ☎0749-62-0110 木之本警察署 長浜市木之本町木之本1536番地 ☎0749-82-3021
	軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298番地の3 ☎050-3816-1843
	普通自動車	税金に関する手続き	滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298番地の2 ☎077-585-7288
		名義変更・廃車等	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地の5 ☎050-5540-2064
	バイク(125cc超)	名義変更・廃車等	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地の5 ☎050-5540-2064
	国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	長浜税務署 長浜市高田町9番3号 ☎0749-62-6144(自動音声)
	年金※	年金に関する手続き	彦根年金事務所お客様相談室 彦根市外町169番地6 ☎0749-23-1112(自動音声)
	不動産登記	土地・家屋等所有者の 移転(相続)登記等 ※令和6年4月1日から不動産の 相続登記申請が義務付けられ ることになりました。	大津地方法務局 長浜支局 長浜市八幡東町253番地4 ☎0749-62-0503 (登記に関する相談は予約制になっていますので、事前 にお電話でご確認ください。)
	遺言書	遺言書の検認・開封 相続の放棄等	大津家庭裁判所 長浜支部 長浜市南呉服町6番22号 ☎0749-62-0240(庶務課)
	パスポート	返納	滋賀県パスポートセンター 米原出張窓口 (県立文化産業交流会館1階) 米原市下多良二丁目137 ☎0749-52-5000
	雇用保険の失業等 給付受給中の方	未支給失業等給付の手続き	ハローワーク長浜 長浜市南高田町110番地 ☎0749-62-2030
	生命保険等	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
	預貯金口座等	口座凍結の解除の手続き	各金融機関 等
	株式等	名義変更	各証券会社 等
	国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
	クレジットカード	解約	各契約会社
	固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社
	上水道	各種変更・解約	長浜水道企業団 ☎0749-62-4101
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

※企業年金、個人年金は個別に支払者にお問い合わせください。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 長浜市長
滋賀県後期高齢者医療広域連合長

委任者 住所 _____
氏名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

※署名以外の場合は、押印が必要です。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 住所 _____
(窓口に来られる人) 氏名 _____
生年月日 _____

○委任事項

(故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- ☐ 国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続きおよび受領の権限
- ☐ 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続き(軽自動車に関する手続き含む)の権限
- ☐ 住民異動届(世帯主の変更等)の届出に関する権限
- ☐ 住民票の写し等の交付申請および受領の権限
- ☐ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限(※本籍を記入してください。)

〔本籍: 都道府県 市町村 番地番 〕
☐

アットホームな葬儀社

家族葬の



ウィズユー



長浜セレモニー



お客さまからたくさんの
「ありがとう」を
いただきました

相談時の対応が 良かった

とりえず費用だけと思い
相談に伺ったのですが、
丁寧に解説していただき
ました。お葬式のあとも
サポートしてくださると
のことで安心しました。

式場・施設が 素敵でした

最近オープンされたウィズ
ユー宮前で父のお葬式
をしました。きれいな式場
で、父の顔も明るく見え、
いいところでできてよかつ
たと感じました。

葬儀の概念が 全く変わりました！

お葬式って流れが決まっ
ているものかと思っていま
したが、独自の演出をご提案
いただき、参列者から故人
への感謝の言葉に溢れた
式となりました。

費用以上の サービスでした

いくつか葬儀社を比較し
て長浜セレモニーさんに
決めましたが、隅々まで
気配りが行き届いており、
本当にここに決めてよかつ
たと思いました。

長浜セレモニーで実際に執り行ったお葬式エピソード

故人様の夢だった展覧会を実現

お葬式の打ち合わせの際にご家族から、故人様が水彩画を嗜んでおられたこと、ご自宅に100を超える作品があることをお伺いしたので「展覧会を開きませんか？」とご提案。すると奥様が「展覧会開催は主人の若いころからの夢だった」とお喜びになり、式に合わせ展覧会を開催させていただきました。展覧会では参列者の皆様が故人様の作品を思い思いにご覧になられていました。その様子を奥様が涙を流して見つめておられた姿は、一生忘れることができません。

葬儀後もしっかり アフターフォロー

弊社では、役所手続きや相続・返礼品の準備・お墓・ご供養についてや
訃報をご案内しなかった方へのフォローなど葬儀後に必要なことも
一貫してサポートさせていただきます。

お近くの式場にお問い合わせください

長浜式場

長浜市加納町341-5

長浜インターすぐそば



家族葬の♡ウィズユー宮前

長浜市宮前町6-4

旧国道8号線沿い



2023年春
OPEN

家族葬の♡ウィズユー高月

長浜市高月町柏原396-1

パワーズさん斜め向かい



家族葬の♡ウィズユー近江

米原市顔戸632-4

顔戸南交差点角



アットホームな葬儀社

長浜セレモニー 家族葬の♡ウィズユー



ご相談・お見積り・資料請求はいつでもお気軽に



0120-09-8395

24時間
365日
対応

本社:長浜市加納町341-5
☎0749-64-3415



相続の不安を解消するなら 税理士法人きずなにお任せください！



遺言書の作成

法人や個人の開業支援・銀行借入支援

相続税や贈与税の申告

経営・事業承継のご相談

相続事前対策・生前贈与

資産活用についてのご相談

「相続のこと誰に相談したらいいのかわからない」
そんなお悩みを解決いたします。

税理士法人きずなは、過去200件超の申告・相談業務を行っており、それぞれの状況に応じた適切な提案をさせていただいております。
遺産相続は税金の問題だけではなく、トラブルの種も多く潜んでおります。
税金の面だけではなく、円満な相続ができるようバックアップすることに
弊事務所は重きを置いております。



相続の シミュレーション

現状の財産把握と
相続税の試算を
おこないます

相続対策と 遺言作成

残されたご家族にとって
最善のかたちでの
相続をご提案
いたします

不動産譲渡等の 相談も承ります

「不動産より金銭で
残してあげたい」
そんなご要望も
ご相談ください

事前予約制

面談は土曜、日曜または平日夜間でも可能です。

初回相談
無料

認定経営革新等支援機関

税理士法人きずな
0749-53-4110

滋賀県米原市宇賀野11 フジマンビル205

